

## 答申書（案）に対する意見概要

---

2019.7.19送付 答申書(案)  
委員からの意見等に基づく修正点等

## 1 誤字・脱字等の修正

- ◆P4「データ7」の「湖南・熱海中山簡易水道」の表中の「1か月あたりの料金の値上額」の数値が「数値化け」していたもの ⇒ **修正**
- ◆P5『3(5)料金改定後の経営に当たって』5行目、「今後とも一定程度」の後ろに不要なハイフンが入っていたもの ⇒ **削除**
- ◆P5『3(5)料金改定後の経営に当たって』6行目、「により」が繰返しになっている ⇒ **修正**「事務効率化等により常に歳出の削減を図り赤字補てんの削減に努める」

## 2 表現・語句の修正

・委員からの意見等を踏まえ、表現があいまいであったり、適切でないもの、他の表現に置き換えた方が誤解が少ないと判断されるものを修正

- ◆P3『3(1)料金水準について』1段落目
  - ・「同水準の料金に改定するのは非現実的」
  - ⇒ **修正**「同水準の料金に改定するには相当な困難が伴う」
  - (理由) 上水道や他の自治体で実際に高い料金を負担している利用者もいることから
- ◆P3『3(1)料金水準について』2段落目
  - ・「資本的経費」⇒ **修正**「資本的支出」
  - (理由) 誤解のない表現への修正
- ◆P3『3(1)料金水準について』2段落目
  - ・「事業を運営できる費用」⇒ **修正**「事業の維持管理に係る費用」
  - (理由) 「運営」では建設改良費も含めた全体と捉えられかねないため、限定的表現に修
- ◆P3『3(2)算定に係る期間の考え方について』1段落目
  - ・「3年から5年とする地方自治体が多く」
  - ⇒ **修正**「3年から5年とすることが適当とされていることから」
  - (理由) 全国の自治体で数多く据え置かれている料金の実態を踏まえ、法令の趣旨を踏まえた適当な算定期間という趣旨の表現に修正
- ◆P3『3(2)算定に係る期間の考え方について』1段落目
  - ・「首長等」⇒ **修正**「市長」
  - (理由) 市の簡易水道事業に関する答申であることから明確な表現に修正
- ◆P3『3(2)算定に係る期間の考え方について』2段落目
  - ・「かなりの差がある」「かなり高い改定率」
  - ⇒ **修正**「湖南及び熱海中山簡易水道で1.7倍、中田簡易水道で2.1倍と、やはり大きな差がある」  
「改定率は湖南及び熱海中山簡易水道で68.0%、中田簡易水道で114.2%」
  - (理由) あいまいな表現を明確な数値に修正
- ◆P3『3(2)算定に係る期間の考え方について』最終段落
  - ・「この期間を採用した場合」⇒ **修正**「10年間で財政推計を行った場合」
  - (理由) 10年間で「採用」という表現では算定期間そのものを10年とする表現に捉えられ「4年程度が望ましい」、「3年から5年のスパンで段階的に改定」としている答申内容と矛盾がある様に見えるため、「財政推計で見通す期間」が10年であることを具体的に記述

- ◆P5 「4 これからの簡易水道事業について」 2 段落目
  - ・「事務経理」⇒ **修正「経理」**
  - (理由) 一般的でなく、他に列挙したものと異質な印象となるため、修正
- ◆P5 「4 これからの簡易水道事業について」 最終段落
  - ・「近年全国の水道事業及び簡易水道事業で行われている「市内水道料金の統一化」を視野に検討すべきである。」
  - ⇒ **修正（「近年」の削除及び表現の修正）**  
 「全国の水道事業及び簡易水道事業における「市内水道料金の統一化」の推進を念頭に検討すべきである。」
  - (理由) 近年全国で行われているという前提ではなく、行われている例を参考にするという表現に置き換える。

### 3 内容・意味等についての確認と回答

- ◆P1 『1 はじめに』 2 行目
  - ・「2か年」とあるが、平成30年11月に開始したので1年間ではないか。
  - (回答) 平成30（2018）年度・令和元（2019）年度の2つの年度、足かけ2年にわたり審議を行ったという意味でこの表現としました。
- ◆P2 『3 (5) 料金改定後の経営に当たって』 最終段落 等
  - ・「財政」「政策」とは一般会計等に使用するもので、公営企業としては「経営」という言葉を使うべきでは。
  - (回答) 本市簡易水道事業については現在、地方公営企業法非適用の特別会計で運営していることから、「経営」等の公営企業特有の表現については、令和2年度に予定している地方公営企業法適用後の内容について使用する等「使い分け」を行なっているところです。
- ◆P3 『3 (2) 算定に係る期間の考え方について』 最終段落
  - ・上水道事業との経営統合を検討すべきと述べるので、再投資の検討についての部分は削除しても良いのではないか。
  - (回答) 上水道事業等の経営統合については、将来的には検討すべきという提案となり、現在の簡易水道事業の財務状況をベースとした中長期的な見通しと施設への再投資の検討については今後とも継続して行うべきものと考え、このまま記載することとしました。
- ◆P5 『3 (5) 料金改定後の経営に当たって』 6 行目
  - ・「そのためには」とは、「一般会計からの繰入金による支援を受けるためには」という意味か。
  - (回答) 御指摘のとおり、一般会計からの支援（＝利用者以外の市民の負担）を受けるためには、削減努力や合理化をすべきという意味での記述です。

### 4 今後（答申後）についての意見・要望と事務局の考え方

- ◆一般市民への負担のアナウンスの仕方も今後の課題になると思われる。
- ◆地域の利用者に対する説明周知は十分に行って欲しい。
- ◆値上げをしていくペースについては、利用者の理解を得られるよう、十分な時間をかけて協議し、決めていくことが必要だと思う。
- ◆前回の審議会で意見が出された通り、今後、丁寧で内容を理解しやすい住民周知に注力することで、事業経営の健全化・安定化推進への理解を広く得ていただきたい。

(考え方) 利用者の皆様への周知については、各地区利用者代表の委員の御意見、御協力をいただきながらその内容・方法・実施時期等について今後速やかに検討してまいります。

◆今後地域利用者等への経営状況説明会が実施されるものと思うので、その際は3(5)施設の規模縮小等についてより具体的な内容を提示してほしい。

(考え方) 施設については規模縮小の可能性のみならず、維持管理・修繕費用を踏まえつつ総合的に将来的な更新のあり方を検討していく必要があると考えますので、御意見を踏まえ、利用者の皆様の理解を得られる様な説明内容を検討してまいります。